

第 3 0 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成29年 4月17日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

営業所の所在地を「名古屋市中川区A」、営業者の屋号を「B」とした持ち帰り寿司店に係る、申請日現在における食品営業者台帳。下記の条件に係るもの

記

営業者の氏名及び営業者の住所

- 2 同年 4月28日、実施機関は、本件公開請求に対して、食品営業者台帳（請求に係るもの）（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年 5月 1日、審査請求人は、本件処分を不服として、審査庁である名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由として、個人の携帯電話番号は通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。
- (1) 営業許可書（愛知県では営業許可証）の掲示に関する取扱いは、各自治体の例規等による規定に委ねられている。
- (2) 本市では、「食品営業許可取扱要綱」（平成19年18健食第 388号）において、保健所の指導のもと、営業許可書を営業所内に保管し、食品衛生監

視員の求めに応じて提示することが規定されており、営業許可書の掲示義務はない。

- (3) 一方、愛知県では、「愛知県食品衛生規則」（昭和33年規則第7号）において、営業許可証を営業所の見やすい場所に掲げなければならないことが規定されており、営業許可証の掲示義務がある。

このため愛知県では、営業許可証に記載されている個人の住所（営業者の住所）については、規則に基づき営業許可証を掲示することで公にされている情報として取り扱っており、「愛知県情報公開条例」（平成12年愛知県条例第19号）第7条第2号イの規定に基づき公開している。

- (4) 上記(2)及び(3)のとおり、本市と愛知県で個人の住所（営業者の住所）の情報公開に関する取扱いが異なるのは、営業者の住所が記載された営業許可書（愛知県では営業許可証）の掲示に関する取扱いの違いによるものであり、条例による個人に関する情報の解釈の違いによるものではない。

- (5) 本件公開請求における行政文書の一部を公開しない理由の記載内容について、個人の携帯電話と記したのは明らかな誤記である。

正しくは、個人の住所であることを、弁明書をもって付記する。

なお、審査請求書では、個人の住所と正しく記載されていることから、審査請求人は、個人の携帯電話は明らかな誤記であり、正しくは個人の住所であることを認識している。

第4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件行政文書の全部の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第52条第1項に基づき都道府県知事が営業を許可している、事業者の住所氏名の公開請求をしている。愛知県では、添付書類として提出した、愛知県知事作成の平成27年10月9日付行政文書開示決定通知書のとおり、事業者の住所氏名は公開されている。

- (2) 名古屋市と愛知県では扱いが相違することになるが、かかる扱いは請求者側からすれば、名古屋市と愛知県とでは平等な取扱いを受けていないこととなっており、法の下での平等原則が貫徹されていないことになる。
- (3) 条例を異にすることは相違を正当化するものではない。実施機関は、条例第 7条第 1項第 1号の解釈を誤っている。
- (4) 食品営業者台帳の営業所の氏名及び住所（以下「営業所住所等」という。）は、条例第 7条第 1項第 2号本文の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」である。
そして、営業所住所等は、「公にすることにより、当該法人等又は個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」ではない。
- (5) 仮に、営業所住所等が、条例第 7条第 1項第 2号本文の「公にすることにより、当該法人等又は個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」に該当したとしても、本件住所等は、営業主体を特定する情報であり、同条同号ただし書アないシイに該当する。
- (6) 名古屋市は、ホームページにおいて食品営業許可施設情報を公開している。これは、名古屋市が、食品営業許可施設情報を公開することが消費者の食の安全・安心をめざす上で有益であることを自認しているからである。
したがって、本件住所等は、個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報であることは明らかである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書に記載されている営業者の住所（以下「本件情報」という。）が、条例第 7条第 1項第 1号及び第 2号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が

全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

本件行政文書は、法第52条の規定に基づく、営業許可を受けた施設の最新の情報を把握するために実施機関において管理されている台帳であり、営業者の氏名、営業者住所、営業の種類、営業所の名称、営業所所在地、許可年月日、許可番号、有効期間等が記載されたものである。

4 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

まず、本件情報が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報は、特定の個人を識別することができるものと認められるほか、個人が私生活を営む場所に関する情報であり、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものと認められる。

(3) ところで、審査請求人は、反論意見書において、本件情報は事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当し、本号には該当せず、公開すべき旨の主張をしている。

(4) 反論意見書を見分したところ、審査請求人は、本件情報が事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当する根拠として、本件情報が営業所住所、すなわち、上記 3における営業所所在地であることを述べている。

(5) しかしながら、本件情報は営業所所在地ではなく、営業者住所であり、営業者住所は上記(2)のとおり、私生活を営む場所に関する情報であり、事業に関する情報とは本質的に異なるものである。なお、本件行政文書の営業者に係る営業所所在地は、本件公開請求に係る行政文書公開請求書に明記されており、そのうえで、当該営業者に係る氏名及び住所の公開を請求していることから、本来、本件審査請求において争点になり得ないものである。

(6) したがって、本件情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するとは認められない。

(7) 以上のことから、本件情報は、本号に該当する。

5 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性について

本件情報が事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当する場合には、本号の該当性の判断を要するが、上記 4 のとおりであることから、本号について判断を要しない。

6 また、審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性は上記 4 及び 5 において述べたとおりであるから当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成29年 6月 8日	諮問書の受理
7月 7日	実施機関の弁明書の写しを受理
7月20日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知
8月14日	審査請求人の反論意見書を受理
令和 2年 2月28日 (第26回第 1小委員会)	調査審議
6月19日 (第28回第 1小委員会)	調査審議
7月 1日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久